

東京都立志村学園 いじめ防止基本方針

令和2年4月1日

校長 決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

東京都立志村学園は、いじめが児童・生徒の生命、心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、すべての児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、以下の基本的な考え方に則り防止と解決を行う。

- (1) いじめを生まない、許さない学校づくりを行う。
- (2) 児童・生徒をいじめから守りとおし、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動を促す。
- (3) 教員は常に指導力の向上を目指し、組織的な対応で臨む、高い意識をもち続ける。
- (4) 保護者、地域、関係機関と連携し、複雑化・多様化するいじめ問題に、社会全体で取り組むことができるよう、協力関係の強化に努める。

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、本校に在籍する児童・生徒の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

- ・「東京都いじめ防止対策推進基本方針」(平成26年7月10日)を受け、志村学園における、いじめ防止等に関する措置を実行的に行うために「学校いじめ対策委員会」を設置する

イ 所掌事項

- ・学校いじめ防止基本方針の策定に関すること
- ・「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」に関すること

ウ 会議

- ・定例会は年3回程度実施する。ただし、校長が必要と認めた場合はただちに招集し開催する

エ 委員構成

- ・校長、副校長、教務主任、学部主任、生活指導主任、保健主任、経営企画室長、その他校長が必要と認める者とする

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 「いじめは絶対に許さない」という雰囲気維持

イ 全教育活動をととした人権教育の確実な実施と、児童・生徒が人権について主体的に考えられる教育活動の計画的な実施

ウ 校内研修をととした、教職員の資質の向上

エ 通信、ホームページ等を使った、保護者や地域の方々、関係機関へのいじめ防止の啓発活動

オ 学校評価による検証と基本方針の見直し

- (2) 早期発見のための取組
 - ア 定期的(3ヶ月に1回程度)な生徒との個別面談
 - イ 保健室、相談室の利用及び利用方法の周知と相談体制の整備
 - ウ 学校だよりや保護者会、学校運営連絡協議会での速やかな情報提供の依頼
- (3) 早期対応のための取組
 - ア 発見した教員からの速やかな管理職への報告と組織的対応
 - イ 情報提供してきた児童・生徒の安全確保
 - ウ 被害にあった児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
 - エ 教育的配慮の下、加害児童・生徒への毅然とした態度での指導
 - オ いじめを目撃していた児童・生徒が自分の問題として捉えることができるようになる指導
 - カ それぞれの保護者への支援・助言
 - キ 保護者会の開催による情報共有
 - ク 警察などの関係機関・専門家等との相談・連携
- (4) 重大事態への対処
 - ア 被害にあった児童・生徒の安全の確保
 - イ 被害にあった児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
 - ウ 加害児童・生徒の懲戒や出席停止の検討
 - エ 警察などの関係機関・専門家等との相談・連携
 - オ 重大事態に係る事実を明確にするための調査の実施
 - カ 重大事態発生についての中部学校経営支援センター支所への報告
 - キ 緊急保護者会の開催

5 教職員研修計画

- (1) 学校いじめ対策委員会が年間研修計画(3回以上)を作成し管理・運営する
- (2) いじめの早期発見やいじめに至りそうな事例のケース報告を活用した研修
- (3) 年間をとおして、事例やヒヤリハットに関連した情報提供を活用した研修の実施
- (4) 臨床発達心理士をはじめとする外部専門家との連携

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校便りや各通信による情報の発信と提供の依頼
- (2) 保護者会における啓発や連携の依頼
- (3) 保護者の会、PTA主催の研修会の開催に関する助言と運営補助
- (4) 些細なことも教職員に相談できる雰囲気づくり
- (5) 被害児童・生徒、加害児童・生徒の指導に関する具体的な助言

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 町会、民生委員会、保護司会、近隣の区立学校への見学会や研修会をとおしての、本校の学校活動の紹介と生徒理解の推進
- (2) 町会、民生委員会、保護司会、近隣の区立学校への寄合等への参加をとおした、情報提供の依頼
- (3) 児童相談所、こども家庭支援センターとの密な関係作り

- (4) セーフティ教室・救急救命研修講師依頼をとおした警察や消防との関係強化の取組と日常的なサポートの依頼

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校運営連絡協議会を中心とした学校評価の実施
- (2) 児童・生徒、保護者の学校評価の評価項目にいじめに関する項目を必ず入れる
- (3) 学校運営連絡協議会評価委員による児童・生徒への学校評価の聞き取りの実施
- (4) 学校評価の項目に基本方針の点検を加える

附則

この規定は、平成26年10月30日から施行する

附則

この規定は、令和2年4月1日から施行する